要望書

(一般行政関係)

令和4年8月

佐 賀 県 市 長 会

令和4年度 一般行政関係要望事項一覧

[計24件]

0	危機	幾管理・報道局関係
	1	原子力災害重点対策区域における防災対策事業への財政支援
		について・・・・・ P 1
	2	地域防災リーダーのフォローアップ事業等の充実について・・・・ P 2
0	地填	或交流部関係
	3	公共交通の導入及び運行に必要な財政支援について・・・・・・ P3
	4	港湾の整備促進について・・・・・・・・・・・・・ P5
	5	交通系 I Cカードの普及・利便性拡大に向けた取組みについて・・ P7
	6	西九州新幹線開業に伴う支援等について【重点】・・・・・・ P8
0	県国	尺環境部関係
	7	インターネット上の部落差別情報を規制する法律の整備について
		• • • • • • • • • • • • • • • • • • •
	8	地方消費者行政に対する財政支援の継続について・・・・・・P10
0	男女	て参画・こども局、健康福祉部関係
	9	医療費助成に対する県補助の拡充等について【重点】・・・・・P11
1	0	保育園・幼稚園における障がいがある園児や特別な配慮を必要と
		する園児への支援について・・・・・・・・・・・・P15
0	健原	長福祉部関係
1	1	医師偏在解消による医師確保の強化について・・・・・・・P 1 4
1	2	民生委員・児童委員の活動環境の整備等について・・・・・・ P 1 5
1	3	保護司会活動に対する支援の充実について・・・・・・・P17
1	4	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度の創設について
		••••• P 1 8
1	5	成年後見制度の利用促進に対する財政支援等について・・・・・P19
0	農村	木水産部関係
1	6	イノシシ・アライグマ捕獲報償金交付事業の報償金助成(狩猟期間分)
		の継続について【重点】・・・・・・・・・・・・P2C
1	7	頭首工(可動堰)の保全に対する支援について・・・・・・・P21

0	県土	ː整備部、総務部、出納局関係
1	8	入札参加資格申請受付業務の一本化について【重点】・・・・・P22
0	県土	ː整備部、地域交流部関係
1	9	空き家の除去費用等に係る県の財政支援について【重点】・・・・P23
0	県土	- 整備部関係
2	0	下水道事業における10年概成(令和8年度)以降の未普及対策事業の継続について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	1	土砂災害特別警戒区域に指定された箇所への対策工事の実施について ・・・・・・・・P 2 5
2	2	法定外公共物(里道・水路)の維持管理に対する支援策の創設について・・・・・・・・・・・P26
0	県土	ː整備部、危機管理・報道局関係
2	3	河川改修及び内水排水対策について【重点】・・・・・・・P27
0	県土	-整備部関係
2	4	幹線道路網の整備促進について【重点】・・・・・・・・P29

1 原子力災害重点対策区域における防災対策事業への財政支援について

国は、原子力防災対策を行う地域を原子力発電所から30km 圏に拡大したことから、玄海原子力発電所から30km圏の自治体においては、避難計画の策定をはじめ、避難道路となる道路の整備など原子力防災対策を進めるとともに、住民の広域避難については、受入市町と覚書を締結して毎年避難の基本的事項を確認し、体制の構築や運用面の確認に努めているところです。

玄海原子力発電所3、4号機が再稼働しており、広域避難に関しては市民の関心が高く、より実効性のある原子力防災対策を講じることが喫緊の課題となっています。

つきましては、一定水準の原子力防災体制を整備するため、次のとおり要望します。

- 原発事故の際に避難道路となる国道、県道の改良及び新規敷設の早期 実現。
- 避難道路となる市道の整備に対する財政的支援。
- 原発事故による被災体験や避難生活等、震災の教訓を学ぶための講演会開催等費用に対する「佐賀県原子力発電施設等緊急時安全対策補助金」の拡充等による財政的支援。

2 地域防災リーダーのフォローアップ事業等の充実について

近年続いている豪雨被害を受け、社会的にも防災への関心が高まっており、地域における自主防災組織及び小学校区での防災への取り組みをより促進していくことが重要となっています。

このことから、各自治体においては、各地区で核となる防災リーダー(防災士)の養成や消防団による地域防災力の強化等に努めているところですが、今後、更なる地域防災力の充実強化を図るため、次のとおり要望します。

- 県内の地域防災リーダーが、地域防災リーダーフォローアップ講座により多く参加できるよう、ブロック別での開催を行うこと。
- 各自治体において、地域と学校が連携して防災教育を円滑に推進できるよう、佐賀県地域防災力向上促進事業補助金に係る予算の確保に努めるとともに、県として今後も引き続き、支援の在り方を検討すること。

3 公共交通の導入及び運行に必要な財政支援について

高齢化が進み、運転免許証自主返納数が増加する中、公共交通の重要性は年々 高まっています。

そのような中、新型コロナウイルス感染防止のための外出自粛による、公共交通利用者の大幅な減少や、運転士の不足や高齢化等により、路線維持も危ぶまれており、公共交通の維持・確保は高齢化社会の喫緊の課題となっているところです。

県内自治体においては、路線バスの再編や地域住民の要望に対応するため、コミュニティバスの運行やデマンド型交通の導入等に取り組み、公共交通の利用促進を図る等、地域と一体となってニーズに対応した公共交通ネットワークを構築しています。しかし公共交通に対する補助金が増加する中、新型コロナウイルスの影響による各路線の収支が更に悪化しており、公共交通の維持・確保に要する財政負担が大きくなっています。

今後、持続可能な公共交通を実現していくためには、国及び県の一層の支援が 不可欠なため、次のとおり要望します。

- 新型コロナウイルスの影響による利用者の激減に鑑み、佐賀県バス運行対策 費補助金交付要綱で定める一日当たりの輸送量及び平均乗車密度要件の緩 和並びに補助対象経費の上限拡大を、需要が回復するまでの当面の間継続す るとともに、国に対しても地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の要件緩和 や補助対象経費の上限拡大の継続に合わせて、地域内フィーダー系統確保維 持費国庫補助金の要件緩和や自治体毎の補助上限額の拡大を国に働きかけ ること。
- 公共交通の利用者はコロナ禍以前の状況まで回復しておらず、運行事業者の経営は依然として厳しく、現状のままでは廃線、減便も懸念されるが、運行を維持・継続するための市町の財政負担は相当な規模となることが想定されるため、令和2、3年度に引き続き、本年度も路線バスに対する特別支援を講じること。

- 路線バス、コミュニティバス、デマンド交通等、地域内公共交通の利用を促進する際に必要な費用に対する財政支援を講じること。
- 地域内公共交通の導入に必要な費用(定員10人以上の車両の取得費等) 及び運行に必要な費用に対する財政支援を講じること。
- 国庫補助金の対象外となる地域間を結ぶ路線バスや地域内で完結する路線バスの導入及び運行に必要な費用に対する財政支援を講じること。また離島の島民にとって、生活交通として欠かせない離島航路については、その維持・確保や船舶更新に係る費用について、積極的な財政支援を講じること。
- 運行事業者の収益改善のため、定期券の値上げが行われているが、通学者 の負担軽減を図るため、高校生等の定期券購入に対する支援策を講じるこ と。

- · 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱
- ・佐賀県バス運行対策費補助金交付要綱
- ・ 佐賀県地方バス路線運行維持特別支援金交付要綱
- ・佐賀県地域とともに取り組むくらしの移動手段確保推進事業費補助金交付 要綱
- 佐賀県離島航路補助金交付要綱
- 佐賀県特定離島航路補助金交付要綱

4 港湾の整備促進について

県内2つの重要港湾(唐津港・伊万里港)は、産業活動及び県民生活を支える 基幹的な社会資本であり、本地域のみならず県内各地域が発展していくために は、今後も整備を行っていく必要があります。

特に、本県の産業が国際競争力を確保し、経済再生を進めていくためには、アジア諸国と比較しても遜色のない、利便性の高い物流サービスの提供が不可欠であり、そのためにも、今後の港湾整備の推進は重要な鍵となるものです。

また、東日本大震災や熊本地震という自然災害を経験し、大規模地震や津波等から住民の生命・財産を守るための海岸整備や救援物資の陸揚げ・輸送と迅速な復旧においての港湾施設の耐震化の重要性を改めて認識したところです。

全国的にも観光立国が推進される中、人々が「みなと」を身近に感じられ、来 訪者等で賑わう「みなとづくり」、「みなとまちづくり」を進めるため、港湾の持 つ優れた景観特性や歴史性、親水性などの資源を最大限に活かす港湾整備を推進 していく必要があるものと言えます。さらには、クルーズ客船を誘致することで、 県内の観光素材のPR、佐賀県経済への波及効果が期待できると思われます。

県におかれましては、上記のような、これからの港湾整備に求められる事柄を ご理解の上、次の事項について要望します。

- 唐津港、伊万里港において実施している国直轄事業の整備促進について、国 に対し積極的な働きかけを行っていくこと。特に、唐津港東港耐震岸壁につ いては、暫定水深での供用となっており、国土強靭化の観点からも緊急物資 輸送の拠点として本来の機能を発揮できるように、唐津港港湾計画に沿った 航路泊地の水深9m化に向けて早期整備を図ること。
- 県内の各地域におけるビジネスチャンスを活かした産業の活性化を図り、消費の拡大と安定した雇用確保のため、地域産業の国際競争力等を物流面から支える国際・国内物流拠点の整備や、老朽化した港湾施設など基盤施設の再生・再編を図るとともに、港湾施設の活用の利便性の高い臨海部における大規模産業用地の整備を図ること。

特に、伊万里港においては、半導体製造企業の新工場増設稼働時には、さらなる交通渋滞が懸念されるため、臨港道路久原線4車線化の早期整備及び新工場稼働前までの供用を促進すること。また、航路の増便などによりコンテナ取扱量が増加しており、港湾荷役作業の効率性、安全性の向上が必要なため、コンテナヤードの適切な維持・補修及び増設、ガントリークレーンの早期供用や管理棟一体型ゲート整備のほか、空コンテナ置き場(バンプール)の早期完成などコンテナターミナルの機能強化の施設整備を図るとともに、「浦ノ崎地区廃棄物処理用地」の埋立促進並びに部分竣工手続きに着手し、当該用地のポテンシャルを活かした企業誘致に取り組めるよう、港湾計画の変更に向けた作業及び当該用地の整備を推進すること。

また、唐津港においては、近年、金属くずや中古自動車等の取扱量が増加しており、今後、新たな貨物としてバイオマス発電燃料(木質ペレット、PKS(パーム椰子殻))の取り扱いも見込まれることから、岸壁等の利用状況を検証の上、必要となる施設整備を行うとともに、港湾計画の変更に向けた作業を推進すること。

- 県内の各地域における美しい景観資源や歴史的・文化的資源等を活かし、観光等を通じた地域間・国際間の交流と地域社会の活性化を支える個性ある「みなとまちづくり」を推進すること。
- 日本を含む東アジアのクルーズ市場が今後、回復することを見据え、県内におけるクルーズ船の受け入れ方針を整理の上、唐津港、伊万里港においても国内外のクルーズ客船誘致を積極的に推進すること。また、クルーズ船の受け入れにあたっては、人的・財政的支援を講じること。
- 上記要望項目に対する必要な財政上の措置のほか、既存港湾施設の有効活用 を図るため、適切な管理・保全・再生がなされるよう財政上の支援等必要な 措置を講じること。

5 交通系 I Cカードの普及・利便性拡大に向けた取組みについて

平成25年3月の全国10種類の交通系ICカードの相互利用サービス開始 以降、公共交通機関を利用できる範囲が大幅に拡大され、現在では事業者による 運賃割引や回数割など公共交通の利用促進のためのサービスに加え、コンビニエ ンスストアや駅構内の商業施設等で利用できる電子マネー機能など多種多様な 機能・サービスが利用できるなど、今や公共交通利用者にとって便利で、無くて はならない存在となってきております。

国は、第2次交通政策基本計画において、「令和7年度までに公共交通機関の利用者利便向上を図るため交通系 IC カード導入を促進する」という目標を定めており、平成30年5月九州地方知事会では、JR九州に対し「ICカード利用可能駅の拡大など、鉄道の利便性向上にも一層取り組むことを期待する。」旨の意見書も提出されております。

また、JR九州は令和4年3月に鉄道事業の大幅な見直しを行い、県内にある 複数の駅の営業時間の短縮や無人化を行っており、更に、西九州新幹線開業によ り在来線利用者増になれば、これまで以上に交通系ICカードに対する需要が高 まっていく可能性が考えられます。

佐賀県においては、平成28年にJR九州と「ICカードエリアの拡大に関すること」を含めて、包括的連携協定を締結されており、このことについて更なる協議を進め、ICカードを佐賀県全域に導入できるよう県の一層の取り組み、支援を要望します。

6 西九州新幹線開業に伴う支援等について

九州新幹線西九州ルートについては、令和4年9月23日に「西九州新幹線」として武雄温泉~長崎駅間が開業する運びとなっています。

つきましては、次のとおり要望します。

- 沿線市における新幹線を活用したまちづくりに対するソフト・ハード両面で の支援。
- 開業効果を最大限に高め、県内全域に波及させる取組みの推進。
- 開業に伴い並行在来線区間となる肥前山口(江北)~諫早駅間の利便性の維持と駅周辺の賑わい創出に向けた取組みへの支援。
- 武雄温泉駅以東の西九州ルートの在り方・整備方式等については、市民・県民の鉄道交通としての利便性はもとより、県内自治体のまちづくり計画にも大きく影響するため、国等との協議については、幅広の議論を前提としながらも、その課題解決を図ること。

関係法令

7 インターネット上の部落差別情報を規制する法律の整備について

近年、自称ジャーナリスト「鳥取ループ」によって『部落探訪』と称した全国 各地の被差別部落の画像や動画がインターネット上に多数掲載され、行政や関係 機関による教育・啓発を妨げる大きな社会問題となっています。また、模倣者に よる同様の投稿も増加しており、状況は深刻化の一途を辿っています。

特に、YouTubeにおいては、平成30年11月以降、全国160地区を超える被差別部落の動画が掲載されており、県内でも令和2年12月から令和3年2月にかけて6地区(佐賀市3地区、唐津市3地区)の被差別部落(未指定地区を含む)が公表され、個人の家屋、店舗、墓石までが世界中に晒されるなど、今後も予断を許さない状況となっています。

被差別部落出身者に対する差別意識が根強く残る中で、被差別部落を公表する 行為は、部落差別につながる悪質な人権侵害行為です。

『部落探訪』に対しては、県内でも複数の自治体による法務局を通じた削除要請が行われていますが、インターネットへの部落差別情報の掲載を規制する法律が存在しないことから、最終的な判断はサイト管理者のモラルに委ねられており、差別情報は依然として削除されないまま拡散を続けています。

このような深刻な状況を踏まえ、部落差別情報のインターネットへの掲載を規制 する実効性のある法律の整備について、国に対しての働きかけを要望します。

関係法令等

部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)

8 地方消費者行政に対する財政支援の継続について

地方消費者行政については、平成20年に国が地方消費者行政強化に取り組む 自治体を支援し、活性化させるために地方消費者行政活性化基金を造成しました。 その後、各地方自治体は、当該基金を活用して消費生活センターや消費生活相談 窓口の設置、消費生活相談員の増員などを行い、消費生活相談体制の整備に努め てきたところです。

近年では、年齢層を問わず、特に、健康食品や化粧品の定期購入、インターネットによる通信販売、出会い系・副業サイトに関する相談が増加しており、社会環境がめまぐるしく変化する中、巧妙、複雑化している消費者トラブルに対応していくには、現体制の維持・強化が不可欠です。

現在、地方消費者行政基金は「地方消費者行政推進交付金」に移行し、地方に対する国の支援は平成29年度末までで一つの区切りを迎え、平成30年度からは「強化交付金」が新たにスタートしたものの、地方に対する国の支援は年々縮減しており、順次、地方自治体の自主財源に切り替えていかなければなりません。

しかしながら、厳しい地方財政において自主財源の捻出は容易ではなく、事業縮小もやむを得なくなり、消費者啓発活動などができなくなる恐れがあり、更に、地方自治体が消費生活相談を取りやめるといった事態が起きれば、消費者行政の大幅な衰退が危惧されます。

県民の安全で安心な消費生活の確保のため、国へ地方消費者行政に対する財政 支援の継続について強く要望して頂き、また、県におかれましても特段の配慮を お願いします。

- 消費者基本法
- •消費者安全法

9 医療費助成に対する県補助の拡充等について

【子どもの医療費助成】

子どもの医療費助成については、全国的に市民ニーズが非常に高く、毎年全国の市区町村において対象年齢の引き上げが実施されています。県内でも全ての市町が中学生までの医療費助成を実施し、高校生を対象とする市町も半数を超え、今後も拡充されることが見込まれます。これは、子どもの医療費助成が子育て支援の重要な施策の一つとして県民に求められているためであり、他の重要な子育て支援施策と同様に今後も維持・拡充が必要となっています。

一方、小学生以上の子どもの医療費助成に係る市町の財政負担は大きく、他 の子育て支援施策の実施にも影響を与えかねない状況となっています。そのよう な中、近隣県では、中学生までの医療費助成に支援を拡大し、地域間格差の解消 に努められています。

つきましては、市町の助成に対する財政支援等について、次のとおり要望します。

- 未就学児と同様に、小学生以上の医療費助成についても県費補助を行うこと。
- 現物給付に伴う国保会計への国庫負担金の減額措置が速やかに廃止される よう、引き続き国に求めること。
- 子どもの医療費については、現物給付方式による全国一律の制度を創設するよう、強く国に働きかけること。

【ひとり親家庭等医療費助成】

県と市町が現在協議しているひとり親家庭等医療費助成制度の現物給付化につきましては、次のとおり要望します。

○ 県において、給付方式の在り方について市町との調整を図ること。

- 現物給付化とした場合も、市町の医療費助成について現在同様に県費1/2 の補助を行うことを、協議段階においても明らかにすること。
- 現物給付化に伴う審査手数料や国庫負担金減額措置についても県の補助を 検討すること。

【重度心身障害者医療費助成】

現在、佐賀県における重度心身障害者医療費助成事業の助成方法は、助成対象者が医療機関で自己負担分を支払ってから、市町に申請し、後日還付される償還払い方式となっています。

そのため、医療機関窓口で支払う金額の心配や助成申請手続きの煩わしさから、給付方式の現物給付化の要望が多く出されているところです。

つきましては、重度心身障害者医療費助成の現物給付化の協議を進展させるため、次のとおり要望します。

- 県において、給付方式の在り方について市町間の調整を図ること。
- 国保会計への国庫負担金の減額については、速やかに廃止されるよう働きかけること。
- 医療費、審査手数料の増加による市町負担の増加に対する県の補助を充実 させること。

- 佐賀県子どもの医療費助成事業補助金交付要綱
- ・ 佐賀県ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱
- 佐賀県重度心身障害者医療助成費補助金交付要綱

10 保育園・幼稚園における障がいがある園児や特別な配慮を必要とする園児への支援について

障がいがある園児や特別な配慮を要する園児を受け入れた保育園・幼稚園では、保育士・教諭の追加配置が必要となり、大きな負担が生じることとなります。 市では、追加配置等の受入費用に対して補助していますが、市の単独予算での対応であり、受入園児の増加が進む中、増大する財政負担が課題となっています。

認可保育所の障害児保育については、保育所運営基準における加配措置を含めて、増加を続ける特別な配慮を要する園児数の実態に見合った措置が行われているとは言い難い状況です。また、子ども・子育て支援新制度の創設に伴い、幼稚園の運営費用に係る県及び市町の負担割合が見直される等、市町の財政負担は一層厳しいものとなっています。

こうした状況に鑑み、ますます重要性を増している障がいがある園児や特別な配慮を要する園児の受け入れに要する経費に対して、あらためて県による補助制度の創設を要望します。

11 医師偏在解消による医師確保の強化について

厚生労働省が示す地域間の医師偏在の程度を測定する医師偏在指標によれば、 佐賀県全域(三次医療圏)では「医師多数区域水準」に該当し、佐賀県の医師確 保計画による二次医療圏単位の取扱いでは、西部医療圏を「医師少数区域水準」、 その他の区域を「医師多数区域」としています。

しかしながら、二次医療圏をさらに市町ごとに細かく見ると、西部医療圏以外の区域でも医師が不足している市町が多く存在しているのが現状です。

地域医療構想においては、今後も医療需要が増大されることが見込まれており、また、主要疾患に加え、産科・小児科などの医師の育成・定着も必要と考えます。

つきましては、佐賀県においては、「佐賀県キャリア形成プログラム」が制定され、プログラムに基づく派遣調整の概要が示されておりますが、西部医療圏をはじめ県内での医師偏在の状況がみられる現状を解消するため、なお一層の医師確保の強化について要望します。

- 医療法
- · 佐賀県医師確保計画(令和 2 年度~令和 5 年度)

12 民生委員・児童委員の活動環境の整備等について

近年、3年毎の一斉改選時はもちろん、体調不良等による任期途中での交代時には、新たな民生委員・児童委員(以下、「民生委員」という。)の選任に苦慮する地域が多く、担い手不足の問題は年々深刻化しています。

この背景には、企業等の定年延長、地域の過疎化、コミュニティの希薄化、高齢化と高齢者就労に加え、民生委員としての本来業務とその必要性についての周知・理解不足に起因した「民生委員は忙しい」などという社会的評判が存在していると考えられます。

加えて、普段の住民の見守りや相談のほか、災害発生を想定した避難行動要支援者への声かけなど、民生委員の実際の活動が緊急・複雑・多岐にわたることから、活動に負担を感じている民生委員も少なくなく、例えば、鳥栖市では、現在152名の定数に対し144名(令和4年4月30日現在)の選任にとどまっています。

そのような中、本年12月に一斉改選を迎えることとなりますが、佐賀県民生委員定数条例施行規則の見直しにより、鳥栖市の定数は159名となる見込みです。選任にあたっては、地元区長の推薦をもとに市推薦会を経て行っていますが、上記のようなことから、地元区長からの推薦は大変厳しく、県が示す定数どおりに民生委員を選任することは極めて難しい状況です。

民生委員は、地域住民の身近な相談役であると同時に、支援へのつなぎ役として重要な役割を担うことから、担い手不足等の問題は喫緊の課題です。問題解決に向け、民生委員としての本来の業務を明確化し、周知するとともに、業務の負担軽減、人材確保につながる環境整備について、以下のとおり要望します。

○ 複雑化、多様化かつ増大化している民生委員の活動内容について、市町における課題や実態の把握とその解決に向けた検討を市町とともに継続的に行い、民生委員の負担軽減に努めること。

- 新任の場合、75歳未満を選任するよう努めることとされている国の選任基準の年齢要件について、高齢者就労等の現状を鑑み、現在の年齢要件を見直すよう国に求めること。
- 交通費等として活動費を支給しているが、活動実態として見合わず、不足分の一部を市で支給しているため、実態に合った活動費の支給を国に求めること。
- 年度途中の人材選考・確保が難しいため、一斉改選時期については、現在の 12月でなく4月改選を検討するよう、国に要望すること。
- 今後、佐賀県民生委員定数条例を見直す際は、世帯数だけでなく地域の実態 に合った見直しを行うこと。
- 県においても、退職前の職員や職員OBに対して、民生委員の新たな人材確保に向け積極的、継続的な働きかけを行うこと。

関係法令等

・民生委員法及び施行令 ・児童福祉法

13 保護司会活動に対する支援の充実について

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える保護司会の活動は、更生保護行政を充実させるための重要な役割を担っています。

法務省においては、保護司活動を支える体制を構築するため、全国各地区の保護司会を指定し、地域活動の拠点となる「更生保護サポートセンター」の設置が進められ、その際、保護司会負担軽減として、設置自治体に対し、場所の確保や施設・設備の貸与等に関しての便宜供与についての配慮を求められております。

このことから、例えば、唐津市では、公共施設を無償で提供(使用料免除)するとともに、保護司会に対し、活動費補助を行うなどの支援を行ってきたところですが、公共施設の整理と再編を進める中で、保護司会に対する市有施設の提供が困難な状況となっており、今後、民間施設を借り受けた場合の賃貸料の発生など、保護司会の新たな負担が生じることとなります。

これらのことから、地区の保護司会が今後も恒久的に安定した活動を行うため、県におかれては、保護司会活動の支援にあたっては、市との連携、協力を図って頂くとともに、国から支給されるサポートセンターの運営費及び保護司会の活動諸費用につきましては、地区の保護司会活動の実情に沿った、十分な予算措置が講じられるよう、国への働きかけを要望します。

- 保護司法第17条
- ・再犯の防止等の推進に関する法律第24条

14 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度の創設について

加齢性難聴は、コミュニケーションを困難にするなど日常生活を不便にし、生活の質を落とす大きな原因となるばかりでなく、最近ではうつ病や認知症の危険 因子になり得ることも指摘されています。

今後さらに高齢化率が上がることによって加齢性難聴者の人数は増えていく ことが予想されますが、補聴器の価格は高額であり、現行の補装具費支給制度の 対象とならない高齢者等に対する配慮が求められています。

聴力低下に早期に対応し、認知症やフレイルの進行を緩やかにすることは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし、社会と交流を図るという高齢者福祉の目的のために欠かせない支援であることから、次のとおり要望します。

○ 加齢性難聴者に対する全国統一的な公的支援制度を創設するよう、国に働き かけること。

15 成年後見制度の利用促進に対する財政支援等について

認知症、知的障害、その他の精神上の障害があることにより財産の管理や日常 生活等に支障がある方たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊 の課題となっています。

県内自治体においては、国が策定した第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、地域の実情に応じた市町計画の策定をはじめ、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みである権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を進めていますが、職員の資質向上や人員の確保が課題となっているほか、財源の確保に苦慮しているところです。

今後、地域共生社会の実現という目的に向け、成年後見制度利用促進の取組を さらに進めるためには、国県の一層の支援が不可欠なため、次のとおり要望しま す。

- 成年後見制度の利用促進、担い手の育成推進について、十分な財政措置を講 じるよう、国に働きかけること。
- 県内自治体が地域連携ネットワークの構築を円滑に進められるよう、研修会 やセミナー等の開催による技術的支援を講じること。
- 市民後見人や法人後見の担い手の育成について方針を示すこと。

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律
- 第二期成年後見制度利用促進基本計画

16 イノシシ・アライグマ捕獲報償金交付事業の報償金助成 (狩猟期間分)の継続について

野生鳥獣による令和2年度の農作物被害額は佐賀県全体で前年度より約6千万円多い約2億1千万円、特に被害額の6割を占めるイノシシ被害は、前年度比4割増の約1億3千万円となっており、3年連続で増加しています。このことは、被害にあった農家の収入減少はもとより、生産意欲低下の一因となっています。

一方、佐賀県における令和2年度のイノシシの有害鳥獣捕獲頭数は約2万6千頭、アライグマの捕獲頭数が約3千3百頭で、平成以降最も多い捕獲頭数となっています。

このような中、佐賀県では、イノシシ・アライグマ捕獲報償金について、令和 2年度より狩猟期間(11月から3月)も交付対象に拡充されたが、交付対象期間の拡充は令和4年度をもって廃止するとされています。

被害額、捕獲頭数共増加している状況で、対策の手を緩めることは、農作物被害の更なる増加を招き、特に、中山間地域における農業振興に多大な影響を及ぼすものと危惧するところです。

以上のことより、狩猟期間分のイノシシ・アライグマ捕獲報償金に対する助成 につきましては、令和5年度以降も継続されるよう要望します。

関係法令等

佐賀県イノシシ等被害防止対策事業費補助金交付要綱

17 頭首工(可動堰)の保全に対する支援について

当該施設は、昭和の後期から平成の初期にかけて一斉に造成されたものであり、例えば、鹿島市における頭首工(可動堰)は29箇所設置され、保全については国や県の支援を受け、市においても応分の負担をしながら、地元(受益者)で維持管理を行っているところですが、10年毎の塗装塗り替えが必要となるほかにも、油圧シリンダーや油圧配管の取り替え修理、扉体取り替えや取水ゲート開閉機のオーバーホールなど故障等が目立つようになり、受益者である農家戸数が減少する中、保全対策に伴う受益者負担額が増大している状況です。

現在、頭首工をはじめとした農業水利施設は農業用水以外にも、雨水や家庭用排水、火災時の用水確保、災害防止など、多面的機能を発揮しており、その維持管理は公益性が高く重要であることから、鹿島市においては、平成30年度から頭首工の維持管理費の負担率の上乗せ(増額)を実施しております。

また、令和元年度からは県の支援を受け『頭首工の統廃合や維持管理費軽減に向けた事業化のモデル実証』による調査事業に取り組んでおりますが、結論を見出すには至っておりません。つきましては、今後とも引き続き維持管理費軽減のためのモデル実証実現に向けた県の支援をお願いします。

18 入札参加資格申請受付業務の一本化について

佐賀県及び県内20市町では、それぞれ2年又は3年に1度、建設工事、建設 関連業務及び物品役務の入札参加資格審査の申請を受付けています。申請者(事 業者)はそれぞれの自治体にほぼ同じような内容の書類を提出し、変更があれば その都度各自治体に変更申請を提出する必要があり、申請時期には、各自治体と も、大量の申請文書内容を確認するため、相当な労力と費用を費やしている状況 です。

このことから、他県においては、県・市町村における申請受付業務の方法を統一・システム化し、情報共有を可能とすることで、各自治体の受付業務、入札契約事務の効率化と事業者の負担軽減が図られています。

佐賀県においても、行政サービス改革の取組みの一環として、各市町の受付業務の効率化と事業者に対する行政サービスの向上を図るため、県が主導して調整会議を開催するなど、入札参加資格申請受付業務の県内一本化を進めて頂くよう要望します。

関係法令等

地方自治法、建設業法

19 空き家の除却費用等に係る県の財政支援について

各市においては、防災、衛生、景観等の観点から、地域住民の生活環境に影響を及ぼす、或いは及ぼす恐れのある危険な空き家については、所有者等による適正な管理を求めるとともに、一定条件の下、除却費用の一部を補助するなど、地域の良質な居住環境の確保に努めていますが、空き家の増加傾向は続き、更に行政代執行や略式代執行の増加も重なり、除却等に係る費用がますます財政を圧迫する事態となっています。

例えば、武雄市では、住民から危険な空き家等の除却要望が多く寄せられており、「武雄市危険空き家除却事業費補助金」の申請は年々増加し、令和3年度は 令和元年度の2倍以上の執行額となっています。

対策費用につきましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく 国の交付金制度を活用しているところですが、県におかれても、空き家の利活用 への支援のみならず、危険空き家の除却に対する財政上の措置を講じるよう要望 します。

関係法令等

・空家等対策の推進に関する特別措置法

(財政上の措置及び税制上の措置等)

第 15 条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適正かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

・社会資本整備総合交付金「空き家再生等推進事業(除却事業タイプ)」国補助率2/5

20 下水道事業の10年概成(令和8年度)以降の未普及対策事業の 継続について

健全な水環境を保全するため、生活排水処理施設の整備が重要となっており、早い時期から下水道整備を進めてきた大都市では、普及率(汚水処理人口普及率)91.7%と進んでいますが、中小都市とは格差があり、特に人口5万人未満の都市の普及率は81.1%にとどまっている状況で、今後の整備が課題となっています。

例えば、小城市では、平成21年度に下水道全体計画を策定し、令和12年度を概成年次として計画的な整備を行うこととしておりましたが、国からは、下水道未普及整備事業については、令和8年度を目途に概成(10年概成)するよう方針が示されたところです。

今後、下水道・浄化槽の計画区域の見直しを予定するとともに、整備の効率化 と進捗を早めることとしますが、未整備区域の大部分が整備効果の高い市街地の 整備となっており、また市の厳しい財政状況を勘案すると令和8年度での概成目 標達成は困難な状況となっています。

つきましては、令和9年度以降の下水道未普及対策事業の継続と予算確保について、県においても国に対し要望して頂くようお願いします。

関係法令等 下水道法

21 土砂災害特別警戒区域に指定された箇所への対策工事の実施について

近年の異常気象により、土砂災害は毎年のように全国各地で発生しており、住民の生活に大きな影響を与えています。

「土砂災害防止法」により、佐賀県におかれましては、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害の恐れのある区域について、基礎調査を行い、住民説明会を通じての危険の周知等のソフト対策を推進して頂いておりますが、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に指定された箇所の住民の方々は、土砂災害防止工事等のハード対策を望まれており、このような住民の安全・安心を確保するためには、指定された箇所への土砂災害防止工事が必要と考えますが、市独自での対策工事を実施するには、現下の厳しい財政事情の中では対応できない状況です。

現在、例えば、神埼市脊振町においては、広滝地区及び一番ヶ瀬地区において 通常砂防事業を実施されているところではありますが、土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)に指定された箇所の整備については、交付金事業での採択によ り、早急に整備をして頂くよう要望します。

また、交付金事業での採択が厳しい小規模な箇所については、県単補助事業の拡充により、整備を実施して頂くよう要望します。

関係法令等

・土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律

2 2 法定外公共物(里道・水路)の維持管理に対する支援策の創設 について

国有財産であった法定外公共物については、地方分権の推進を図るため、平成 17年3月末までに市町に譲与されました。

このことにより、従来より市町で行っていた「機能管理」のみならず、これまで佐賀県で行われていた「財産管理」についても、現在は市町で行うこととなっています。

市町においては、法定外公共物は、地域に密着した形で住民の公共の用に供しているため、地元(地域)での日常管理をお願いし、それに対し、例えば、神埼市では、平成18年3月から「地域協働推進事業」として、地元で取り組まれている法定外公共物の維持管理に係る費用の60%を補助しているところです。

しかしながら、譲与から10年以上が経過し、公共物の老朽化が進むとともに、 豪雨災害等による破損等、地元では対応できない事例も発生しており、更に管理 をお願いしている地元も、高齢化や地域コミュニティの低下等により維持管理が 困難になりつつあります。

これらのことより、法定外公共物に対する国・県での新たな制度による国土の 維持管理に対する支援策の創設を要望します。

23 河川改修及び内水排水対策について

県内各地域においては、豪雨の影響による度重なる浸水被害が発生しており、 今後も異常気象による甚大な浸水被害が危惧されるところです。

県河川の整備促進及び内水排水対策については、平素より尽力頂いていますが、特に、地域の治水安全度の向上と、豪雨災害による被害を軽減するため、河川整備(護岸改修)や浚渫、排水ポンプの機能向上等については、更なる促進を図って頂きますようお願いします。

内水排水対策については、佐賀県内水対策プロジェクトとして、県各部局で様々な事業が推進されるとともに、各市町においても、それぞれ内水対策に取り組んでいるところですが、事業の効果が見えにくいことが課題となっております。このことから、排水対策事業の推進にあたっては、流域治水の観点から、国、県及び市町それぞれの排水対策事業(計画)については、県において統括するとともに、その効果についても具体的に示して頂くようお願いします。

「佐賀市」

- (1) 県河川・本庄江河川改修の整備促進
- (2) 県河川・金立川河川改修の整備促進
- (3) 県河川・巨勢川河川改修の整備促進
- (4) 県河川・焼原川河川改修の整備促進
- (5) 県河川・佐賀江川の計画的な浚渫
- (6) 県河川・八田江の計画的な浚渫
- (7) 県河川・巨勢川の計画的な浚渫

「唐津市]

- (1) 県河川・牟田川の河川改修
- (2) 松浦川流域における内水排水対策

[鳥栖市]

- (1) 下野排水機場から県道中原鳥栖線上流部付近までの早期完了
- (2) 県道中原鳥栖線上流部付近から県道肥前旭停車場線までの整備計画の早期策定

(3) 下野排水機場のポンプの能力向上及び冠水に対する施設環境の整備

[多久市]

- (1) 県河川・小侍川の河川改修
- (2) 県河川・永瀬川流域における氾濫解消対策
- (3) 県河川・庄川流域における氾濫解消対策
- (4) 県河川・山犬原川の河川改修
- (5) 県河川・別府川における氾濫解消のための別府橋改修

[武雄市]

- (1) 県河川・松浦川の河川改修
- (2) 県河川・六角川上流部の氾濫解消対策
- (3) 県河川・広田川における排水対策
- (4) 県河川・川添川と馬神川の合流箇所の国道橋改修
- (5) 県河川・武雄川の河川改修
- (6) 県河川・甘久川の河川改修
- (7) 県河川・災害箇所の早期復旧

「小城市〕

- (1) 県河川・牛津江川の河川改修
- (2) 県河川・晴気川の河川改修

「嬉野市〕

- (1) 塩田川の定期的な浚渫
- (2) 入江川排水ポンプの機能向上
- (3) 浦田川排水ポンプの機能向上

「神埼市]

- (1) 県河川・三本松川河川改修の整備促進
- (2) 県河川・中池江川河川改修の整備促進
- (3) 県河川・馬場川河川改修の整備促進
- (4) 筑後川右岸地域における内水排水対策の推進
- (5) 既設排水機場の施設更新、能力増強
 - (国有) 浮島排水機場、江見排水機場(上)、江見排水機場(下)、 千代田排水機場
 - (県有) 三本松川排水機場、馬場川排水機場
- (6) 国営水路三田川線末端における排水機場の新設

24 幹線道路網の整備促進について

幹線道路網の整備は、都市相互の連携と均衡ある地域の発展を図るため、極めて重要かつ緊急な課題です。特に、自動車交通に依存する地方都市にとって、道路整備は地域産業の活性化と住民生活の安定向上による地域浮揚に不可欠です。

よって、県におかれては、立ち遅れている地方の道路事情に十分配慮の上、必要な道路整備財源の確保に向けて尽力頂くとともに、下記の幹線道路網整備の早期実現方について国への働きかけを強く要望します。

また、県道の整備推進についても、特段の整備促進をお願いするとともに、県 道の維持・補修管理にも十分配慮を頂きますよう併せお願いします。

[佐賀市]

- (1) 有明海沿岸道路の整備促進
 - 大川佐賀道路の全区間早期供用
 - ・ 佐賀福富道路の全区間早期供用
- (2) 佐賀唐津道路(多久市~佐賀市)の整備促進
 - ・多久佐賀道路 I 期の早期着工、多久佐賀道路 II 期の早期事業化、佐賀道路の早期供用
- (3) 国道 444 号の整備促進
 - 嘉瀬新町地区の交通安全対策の実施
 - 川副町鹿江地区の交通安全事業の促進
- (4) 主要地方道前原富士線の整備促進
- (5) 主要地方道佐賀川久保鳥栖線の整備促進
 - 佐賀市高木瀬工区の整備促進

[唐津市]

- (1) 西九州自動車道の整備促進
- (2) 佐賀唐津道路の整備促進
 - ・唐津相知間の早期事業化
- (3) 国道 202 号唐津バイパス唐津大橋 4 車線化の事業促進

- (4) 国道 204 号
 - ① 唐房バイパス及び屋形石地区の整備促進
 - ②肥前町新木場地区の整備促進
 - ③交通安全施設(歩道設置)整備事業の促進
 - ・肥前町八折栄~万賀里川間及び肥前町切木~東山間
- (5) 主要地方道唐津呼子線(都市計画道路大手口佐志線)の整備促進
- (6) 主要地方道唐津呼子線(唐房入口交差点~岩野交差点間)の道路拡幅及 び唐房入口交差点改良の促進
- (7) 主要地方道唐津北波多線(唐津工区)の整備促進
- (8) (県道虹の松原線) 松浦橋両岸交差点部の右折レーンの設置及び橋の架け 替え
- (9) 主要地方道肥前呼子線(梨川内工区)の整備促進
- (10) 主要地方道筒井万賀里川線の整備促進

[鳥栖市]

(1) 県道の整備促進

(県道鳥栖朝倉線) 都市計画道路 酒井西小郡線

・味坂スマート IC (仮称) のアクセス道路となる商工団地北入口交差 点(国道3号) から福岡県境までの整備促進

(県道佐賀川久保鳥栖線)

・一本杉住宅入口交差点までの整備促進と立石交差点までの整備計画の早期策定

(県道中原鳥栖線)

・下野交差点までの整備促進と県道江口長門石江島線までの整備計画の 早期策定

(県道久留米基山筑紫野線)

- ・JR 鹿児島本線アンダー部の4車線化の整備促進
- (2) 国道の整備促進

(国道 3 号)

- 島栖拡幅事業の整備促進
- 島栖久留米道路事業の整備促進
- ・鳥栖拡幅事業以南(商工団地北入口交差点~久留米市間)の整備計画の早期策定

(国道 34 号)

・国道34号(鳥栖~神埼間)のバイパス整備計画の早期策定

[多久市]

- (1) 佐賀唐津道路(多久市~佐賀市)の早期完成
- (2) 県道25号多久若木線(長尾~東の原)の早期完成
- (3) 県道338号岸川荕原線(岸川地区)の改良
- (4) 県道 332 号多久牛津線の整備(古賀一区~小城市境)
- (5) 県道35号多久江北線の整備(新公立病院西側)

[伊万里市]

- (1) 西九州自動車道の整備促進
 - ·伊万里道路、伊万里松浦道路
- (2) 国道 204 号バイパスの整備促進
 - · 瀬戸~黒川間
- (3) 県道伊万里有田線(セラミックロード)の整備促進
- (4) 金武地区に設置される交差点から、国道202号へ接続するための新たな橋りょう整備の検討

[武雄市]

- (1) 国道 498 号の整備促進
 - 北方工区の早期整備
 - ・市域における残区間整備計画の早期策定と早期着手
- (2) 国道34号(武雄市北方町)バイパス延伸区間の早期整備
- (3) 国道35号(武雄市山内町)西谷峠の早期整備
- (4) 主要地方道等の早期整備促進
 - ・主要地方道(武雄多久線、相知山内線、多久若木線)の早期整備
 - ・主要地方道(武雄伊万里線、武雄福富線、嬉野山内線)及び一般県道(梅野有田線、北方朝日線)の歩道未整備地区の早期整備

[鹿島市]

- (1) 有明海沿岸道路整備促進
 - ・福富鹿島道路(I期)の整備促進、福富鹿島道路(II期)の早期事業化
 - ・鹿島~諫早間の有明海沿岸道路や島原道路等と一体となった道路ネット ワークの整備
- (2) 国道 498 号整備促進
 - ・鹿島~武雄間の概ねのルート帯の検討の促進
 - ・鹿島市から武雄北方 IC までの安全で走行性の高い道路の事業着手
- (3) 国道 207 号整備促進

- ・北鹿島地区〜浜地区間の歩道整備促進及び早期完成
 - ○中牟田地区 L=500m
 - ○北鹿島地区
- ・七浦西部地区(西葉~母ヶ浦区間)の拡幅改良及び歩道の整備促進
- ・七浦海岸(音成地区)の消波工の早期完成
- (4) 歩道未整備区間の早期完成
 - ・県道大木庭武雄線(浅浦工区)の歩道整備 L=300m
 - ・県道山浦肥前鹿島停車場線(横田工区)の自転車歩行者道整備 L=500m

[小城市]

- (1) 佐賀唐津道路(多久市~佐賀市)の整備促進
 - 多久佐賀道路 I 期及び佐賀道路の整備促進
 - 多久佐賀道路Ⅱ期の早期事業化
- (2) 有明海沿岸道路の整備促進
 - ・佐賀福富道路の全区間早期供用

[嬉野市]

- (1) 国道34号の歩道整備
 - 新幹線駅周辺の土地区画整理事業と併せた下宿自歩道の整備促進
 - ・嬉野高校~今寺交差点間の一部の整備着手
 - ・一位原交差点付近の整備着手
- (2) 国道 498 号の歩道整備
 - ・塩田町町分地区~南下久間地区の整備促進
 - ・ 真崎地区~鹿島市境の整備着手
- (3) 県道の整備促進
 - ・県道大村嬉野線(上岩屋地区)、県道嬉野川棚線(下不動、中不動地区)、 県道嬉野下宿塩田線・県道岩屋川内嬉野温泉停車場線(峰川原地区)
- (4)長崎自動車道嬉野インターから新幹線嬉野温泉駅までアクセスする道路の 整備計画の策定

「神埼市〕

- (1) 国道34号の整備促進
 - ・鳥栖~神埼間のバイパス整備計画の早期策定
 - ・大町橋から上犬童交差点までの2車線区間の4車線化の整備促進
 - ・神埼駅前交差点改良の整備促進

(2) 県道の整備促進

- ・県道佐賀川久保鳥栖線(城原地区)における交通安全事業の促進
- ・県道神埼北茂安線(神埼~吉野ヶ里工区)の整備促進
- ・ 県道佐賀八女線 (境原地区) における交通安全事業の促進
- ・県道三瀬神埼線(広滝地区及び仁比山〜的地区)における交通安全事業の促進
- ・JR平ヶ里踏切を跨ぐ跨線橋設置及び現道区間の交通安全事業の促進
- ・県道諸富西島線(迎島工区)の整備促進
- (3) 国道 264 号の整備促進
 - ・千代田町下西地区及び嘉納地区区間における交通安全事業の促進

令和4年8月26日

佐賀県知事

山口祥義様

佐賀県市長会 会長 江里口 秀次